

22. 鋼船規則検査要領 R 編及び旅客船規則検査要領における改正点の解説 (機関区域からの脱出設備に係る統一解釈)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 R 編（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）並びに旅客船規則検査要領（外国籍船舶用）中、機関区域からの脱出設備に係る統一解釈に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 6 月 27 日から適用されている。

2. 改正の背景

IMO では SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4 規則において規定される、機関区域からの脱出設備に関する要件についての統一解釈を MSC.1/Circ.1511 として回章しており、本会はこれを関連規則に取り入れている。

当該統一解釈では、機関区域からの脱出経路の出口となる外部の安全な位置について、可燃性液体が貯蔵されている区画は安全な位置に該当しないものとして除外している。一部の船舶にあっては、脱出経路の出口が操舵機室に導かれるよう設計されており、

その際、操舵装置の操作油を貯蔵するタンクが設けられている操舵機室が安全な位置に該当するものか否か不明確であるとの指摘があった。

このため、IACS では操舵装置を駆動するための操作油を貯蔵している操舵機室が安全な位置に該当する区画に含まれることを明確化すべく、当該統一解釈の改正案を作成した。当該統一解釈の改正案は、一部、文言上の修正を含まれた内容にて、IMO 第 108 回 海 上 安 全 委 員 会（MSC 108）で MSC.1/Circ.1511/Rev.1 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1511/Rev.1 に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

機関区域からの脱出先である外部の安全な位置として、操舵装置を駆動するための操作油を貯蔵している操舵機室を加えた。